

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 日程により、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開き願います。

下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、下田市職員の育児休業等に関する条例及び下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の2つの条例につきまして、本改正条例において一括して所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明書でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願います。

本条例改正の前提として、民間労働法制の改正が平成28年3月に行われ、平成28年8月の人事院勧告におきましても、それに即した内容とするよう勧告があったものでございます。

その主な内容でございますが、1点目は介護休暇、これは無給になりますけれども、こちらを3回以下に分割取得可能とする改正、2点目は介護時間を新設し、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を承認できるとする改正、3点目といたしまして、育児休業等の育児支援制度の対象となる子の範囲を拡大するものが主なものでございます。

また、その他といたしまして、介護休暇等の対象家族についての同居要件の撤廃、介護を

行う職員の超過勤務の免除、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を行う必要があるものです。

なお、資料に括弧書きで条例外と記載のあるものは、条例以外の規則等の改正で対応する予定でございます。

続きまして、条文改正の内容につきましてご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページをお開きください。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

一部改正条例の第1条は、下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第2条第3項のア(イ)の改正内容は、育休をすることができる非常勤職員の要件緩和と子の範囲を拡大するもので、養育する子の範囲を民法に基づく特別養子縁組の監護期間中の子及び児童福祉法に基づく養子縁組里親に委託されている子まで広げ、それらの子の1歳6カ月到達時まで採用されていることが明らかであれば取得可能とするという内容となっております。

イの改正は、新たな条の第2条の2が挿入されたことによります条ずれ及び略称規定を入れたものでございます。

第2条の2は、育児休業法第2条において、育児休業の取得対象となる職員の子の範囲が特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子に準ずる者として条例で定めるものまで拡大されたため、新たに定めるものでございます。

第2条の3は、条ずれを改めるもの。

20ページ、21ページをお開きください。

当該子の1歳6カ月到達日は、略称規定に言い回しを改めるものでございます。

第3条は、育児休業は、当該子について既に育児休業を取得したことがある場合は、当該子が3歳に達していなくても再度取得することはできませんが、育児休業法第2条第1項中で、条例で定める特別の事情がある場合は再度育児休業をすることができるとしているため、その特別な事情を列挙しているものでございます。

特に、子の範囲が民法の特別養子縁組や児童福祉法の養子縁組等に拡大したため、旧第1号を整理しつつ、子の拡大分も含めたものとし、第1号、第2号に整理し直したものでございます。

今回の改正では、第2号イが加わっており、育児休業をしている職員の当該育児休業に係

る子以外の子が育児休業を承認される場合は、当該育児休業に係る子の承認は取り消されることとなりますが、当該育児休業に係る子以外の子が民法の特別養子縁組の監護期間中であつたが、その家事裁判の終了した場合や、児童福祉法の養育事業が解除された場合は、当該育児休業に係る子について再度育児休業をすることができる旨の規定を加えております。

第3条第1項第7号は条ずれに伴うもの、第8条は育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めたもので、第3条において再度の育児休業ができる特別の事情について条文の整理を行ったため、これに伴い改正するもので、再取得できる条件は第3条と同様でございます。

第17条は部分休業の承認について定めたものであり、育児休業法第19条の規定に基づき、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できるもので、勤務時間の初めまたは終わりについて、1日2時間の範囲で、30分単位で取得することができることを規定したものでございます。

第2項の改正は、労働基準法第67条の育児時間は勤務時間条例第14条の規定による特別休暇と等しいため、引用箇所を改めるとともに、今回の改正により介護時間が新たに制度化され、1日について2時間の範囲でこれが取得可能となったため、その時間も減ずる必要がある旨の改正を行うもので、その結果、部分休業、育児時間、介護時間を合わせて1日2時間の範囲での取得となるものでございます。

第3項は非常勤職員に対する部分休業を定めたもので、非常勤職員も介護時間が制度化されたため、正職員と同様の扱いとなる旨を定めたものでございます。

一部改正条例の第2条は下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、第8条の2は育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定したもので、第1項では深夜勤務の制限対象となる小学校就学の始期に達するまでの子を、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子と同様とし、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準ずるものとして条例で定めるものまで広げたものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

第4項は要介護者の略称規定を追加するとともに、要介護者を介護する職員に対する制限が、改正前は深夜勤務と月単位または年間の単位の時間外勤務の総数のみでしたが、公務の運営に支障がある場合を除き、職員から請求があれば、日々の時間外勤務に対する制限が加わったことによる改正が主なものでございます。

第11条は休暇の種類として介護時間を加えたもの、第15条は介護休暇の内容を規定しており、第1項の改正は第8条の2第4項で要介護者を略称規定したことに伴うもの、第2項は、介護休暇の期間はこれまで連続する6カ月以内であったものを、指定期間内で3回まで、通算6カ月まで分割取得できるよう改めたものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

第15条には、新たに介護時間について定めたもので、第1項は要介護者の介護をするため、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに連続する3年の期間内と定め、第2項では1日につき2時間を超えない範囲で取得することができる旨を定め、第3項は無給である旨を規定したものでございます。

第17条の改正は、介護休暇の介護時間を加えるものでございます。

それでは、議案件名簿の17ページをお開きください。

附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は経過措置に関する規定で、既に介護休暇の承認を受け、本条例の施行日以降も継続している職員については、改正後の指定期間を通算して指定する旨を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

8番（鈴木 敬君） ちょっと、全然わからないからお聞きしたいんですけども、育児休業をすることができない職員、下田市職員の子供に関することなんだと思いますが、その養育する子というのが、特別養子縁組だとか里親制度による養子だというふうな、そういうふうなことで、現実には、今の下田市の状況において、下田市職員にそういう養子縁組だとか等々のことがどれぐらいいるのか、これが現実的に、下田市の場合どのように当てはまるのかということについてだけ、ちょっと教えてください。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 下田市の今の職員に、今のところ、民法の規定ですとかいろいろ

るな規定のものがはまるかどうかについては、はまらないという現状ですけれども、これはあくまでも法改正に伴うものですので、そういう人が出た場合、条例改正をしておかないと適用ができないということで、法に伴い改正するという内容となっております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 本案に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の19ページをお開き願います。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、給与表の一部の級に新たな号給を追加するものでございます。

最近の状況といたしましては、他の自治体、とりわけ静岡県との交流が活発化している状況にあり、現在は県及び県教育委員会から本市企画財政課及び学校教育課において割愛による任用等が行われております。

一方、給与制度につきましては、さまざまな面において相違がありますが、県などからの任用がされた場合、下田市の給与表の中で対応していく必要があります。

また、諸手当につきましても、手当の有無や内容の違いなども見受けられるのが現状でございます。

対象職員を受け入れる場合や昇給した場合の給与表の不足の解消や、本市職員として任用した際には、適正な処遇を図っていくことを目的とし、今回は4級及び6級に各15号給の追加をお願いする一部改正の提案をさせていただくものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げます

ので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の28ページ、29ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

別表第1の給与表、4級に102号給の41万3,700円から116号給の41万7,700円までを加えるとともに、6級110号給44万1,900円から124号給の44万6,800円まで、それぞれ加えるものでございます。

それでは、議案件名簿の20ページをお開きください。

附則でございますが、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 県職員との交流で、給料表が足りないのので改正する必要があると、この説明は理解できましたけれども、何で15号給、15も足さなければならないのか、県職員の交流はどのぐらいの期間を想定しているのか、15年を想定しているのかというようなこと含めて、この給料表の運用についてお尋ねをしたいと思います。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 県との職員の交流期間については、その都度県との話になりますので、通常、割愛ですと今2年をお願いしていますがけれども、例えば6級の給与表につきましては、上がり方が3号給ずつ、普通上がってきます。4級につきましても4号給ずつアップしていくというような、1年に。

要は、例えば今101号給にある人が上がるときに、次に102に行くのではなくて、6級で言いますと101の43万6,500円から3つ上がるというような形の上がり幅になっています。

といいますのは、6級とか上のほうの号給については、上がり幅がかなり少ない状況になっておりますので、今までのこの上がり方というのは、1つずつ上がるものではないということが1つあります。

それと、県等から、県とは限りませんが、割愛として職員を受けるとき、こちら側とすると、この程度の人と要望はありますけれども、派遣するほうからこういう人という

ときに、必ずしも給与表がここにはまる人が来るとも限りませんので、そういったところの範囲の幅を広げるという意味でも、今回これだけのものをお願いしているという状況です。

今のところ6級については、今のまま行けば、不足はこの1年間は生じない予定ですが、今後のことも考えて、こういった改正をお願いしております。

ただ、4級につきましては既に、これは現業職の関係もありまして、4級については、ある程度長い方については、もう100号給まできている方がいらっしゃいますので、その辺も含めて4級、6級についてお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 今の説明で、追加でお願いしたいと思いますが、市の課長さんは今、最高の人は何号給にいるのかと、その人たちも含めて今後、年間3号棒ずつ上がるような仕組みになるのかと、県の職員だけが3号棒ずつ1年間で上がるような仕組みになるのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。その不公平をどう解消するのかという点を含めて。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 現在、6級の一番上の方が98号給まで行っております。

こちらの県の職員と市の職員については、県の職員も割愛という形で来た場合とかは、市の職員と同じです。

県の職員だけそういうふうな取り扱いをしているわけではないということで、それは同じですので、県から派遣された職員も、市から派遣された職員も、号給のアップについては同じ取り扱いということです。

それと、現在の一番上の号給の方が6級の98号給にいるということです。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（日吉由起美君） それでは、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙22ページから27ページのとおり制定するもので、提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、条文の整備を行うためでございます。

今回の法律改正は、国が、世界経済の不透明感が増す中で新たな危機に陥ることを回避するために、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引き上げの実施時期を平成31年10月1日とすると決定したことにより改正されたもので、平成28年11月28日に公布され、公布の日から施行されました。

今回の条例改正は、同法律の施行に伴い、地方消費税率引き上げの実施時期の変更に対応した所定の規定の整備を行うものでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、その主な改正内容について、条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の30ページ、説明資料 をご覧ください。

今回の条例改正の主な項目は記載のとおりで、第1条は下田市税賦課徴収条例の一部改正で、個人市民税における住宅借入金特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税について、消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴い、控除の対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長するものでございます。

第2条は下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例として、平成28年9月議会において条例のご審議をいただき、平成28年下田市条例第28号として平成29年1月1日から施行した条例の一部改正でございます。

この条例改正部分のうち、消費税率10%への引き上げに伴う措置である記載の2項目につ

いて、施行日を平成29年4月1日とした附則第1条から削り、新たに附則第1条の2として追加し、施行日を平成31年10月1日とするものでございます。

続きまして、31ページ、32ページ、説明資料 をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第1条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部改正でございます。

第91条第2項は、非課税の軽自動車の取り扱いに関する規定で、参照条文の変更による改正でございます。

附則第7条の3の2は、住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、所得税から一定の金額を控除できる制度、いわゆる住宅ローン減税について、所得税から控除し切れない場合に一部市民税から控除することができることを定めたもので、消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴い、控除の対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで2年間延長し、対象となる市民税も2年延長するものでございます。

続きまして、第2条は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

これは、先ほど述べましたとおり、平成28年9月議会においてご審議をいただき、平成29年1月1日から施行した条例でございます。

第1条の改正部分のうち、平成29年4月1日施行日とした消費税率関連部分を削除し、新たに第1条の2として施行日を平成31年10月1日とした条文を追加するものです。

第1条のうち、第18条の3は改正文を削除、第19条の改正文のうち、第81条の6、これは環境性能割の申告に関する項目ですが、それについての関連する改正文を削除。

次のページをめくっていただき、第34条の4は改正文を削除、第80条からページをめくっていただき、39ページ、40ページ、附則第15条の6までは消費税率10%への引き上げ時において自動車取得税を廃止し、軽自動車税を種別割と環境性能割に変更するもので、実施時期が延期されたため改正文を削除、同ページ下段、附則第16条は、いわゆるグリーン化特例について期間を1年間延長したのですが、種別割への名称及び区分変更に関する改正文を削除するものです。

続きまして、43ページ、44ページをご覧ください。

右側44ページが改正後でございます。

第1条の2でございまして、ただいま第1条から削除した部分について、これは第18条の

3から附則第16条の改正文でございますが、追加を行うものでございます。

51ページ、52ページをお開きください。

附則の一部改正でございます。

施行期日を定めた第1条におきまして、第1号として平成29年4月1日施行分から消費税率引き上げ関連部分を削除し、第1条第3号として平成31年10月1日施行の条文を新たに追加、第2条は市民税に関する経過措置でございますが、法人税割の税率の改正に係る第3項の規定を第2条から削除し、次のページに第2条の2として追加し、第4項、第5項を繰り上げ、53ページ、54ページ、軽自動車税に係る経過措置でございますが、第3条の前に第2条の3として附則第16条の適用規定を加え、第3条を消費税率引き上げ以降の軽自動車税に適用するものとして改正するものです。

議案件名簿の27ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページをお開き願います。

下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

条例改正の背景でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されました。

地域密着型通所介護とは、居宅要介護者について、利用定員19人未満の通所介護施設で入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練を行うことをいいます。

今回、地域密着型通所介護についてその人員、設備、運営に関する基準等を定めるに当たり、省令にあわせて改正するものでございます。

また、今回あわせて省令等に倣い、条文整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが資料の55、56ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、目次ですが、第3章第4節の次に第3章の2、地域密着型通所介護、第1節基本方針から第5節第4款、運営に関する基準までを加えるものでございます。

第5条及び第6条第4項は条文整備、第6条第11項は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に改めるもので、略称規定において従業者については指定という言葉はなく、事業所及び事業者については指定という言葉がつくもので、以下同様の改正がございます。

第8条は条文整備、第14条は第2章の2が追加されたことによる改正、第16条及び第17条は介護保険法の一部改正による項ずれによるものです。

介護保険法第8条は、介護サービスについて居宅サービスとか訪問介護等定義を規定した条文です。

その中で、第8条第16項の次に第17項として、地域密着型通所介護の項目が追加されたことに伴う改正でございます。

以下同様に項ずれの改正がございます。

第23条は条文整備、第30条は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を従業者に、この章をこの節に改めるもの、以下同様に従業者に改正する箇所がございます。

これは改正前の従業者は条例で定めた従業者、この章でいうとオペレーター、看護師、理学療法士等で、定められた従業者のみとなっておりますが、改正後では条例で定められた従業者以外、例えば事務員等も含め、範囲を広げた規定とするものでございます。

第31条も従業者に改めるもの、第32条は条文整備、第35条第1項は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に、第2項は従業者に改めるもの、第38条は条文整備、第39条は市の職員の次に（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合はその所在する市町村の職員）を加えるもの、第42条は従業者に改めるもの、第49条は条文整備、第54条は従業者に、この章をこの節に改めるもの、第55条は（以下、この章において運営規定という）を削り、従業者に改めるもの、第56条及び第58条も従業者に改めるもの、第59条は読みかえ規定を改正するものでございます。

第3章の2、地域密着型通所介護は今回新たに追加される内容でございます。

第59条の2は基本方針で、他の章と同様に、利用者が日常生活を営むことができるよう機能訓練等を行い、心身の機能の維持、家族の負担の軽減を図るものでございます。

第59条の3は従業者の員数で、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置する内容を規定しております。

第59条の4は管理者の設置について、条件を置くことを規定しております。

第59条の5は設備及び備品等について、食堂、機能訓練室、相談室等の基準を規定しております。

第59条の6は心身の状況等の把握について、第59条の7は利用料等の受領について、第59条の8は利用者に対する介護の基本取り扱い方針について、目標を設定し計画的に行う旨を規定、第59条の9は具体的取り扱い方針について、利用者の心身の状況を踏まえ、必要な援助を適切に行う旨を規定、第59条の10は機能訓練等の目標達成のための計画の作成について、第59条の11は管理者の責務について、従業者の管理や利用申し込みに係る調整等を行うことを規定しております。

第59条の12は運営規定について、事業の目的及び運営の方針等重要項目を定めることを規定しております。

第59条の13は従業者の勤務体制の確保等について、従業者の勤務体制を定めることや資質の向上のための研修機会を確保する旨を規定、第59条の14は利用定員の遵守について、第59条の15は非常災害対策について、具体的計画を立て、定期的に訓練を行う旨を規定、第59条の16は衛生管理等について、施設・設備等衛生上必要な措置を講ずる旨を規定、第59条の17は地域との連携等について、関係者との会議をおおむね6カ月に1回以上開催するなど、地域との交流を図ることを規定、第59条の18は事故発生時の対応について、第59条の19は記録の整備について、第59条の20は内容及び手続の説明及び同意等、その他運営に関する基準について準用する旨を規定しております。

第5節は指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めており、第59条の21はこの節の趣旨について、難病等を有する重度要介護者またはがん末期者に対する趣旨を規定、第59条の22は基本方針について、第59条の23は従業者の員数について、看護職員または介護職員の配置について規定しております。

第59条の24は管理者について、第59条の25は利用定員について9人以下とする旨を規定、第59条の26は設備及び備品等について、介護を行う者にふさわしい専用の部屋等の基準を規定しております。

第59条の27は内容及び手続の説明及び同意について、利用者やその家族にサービス等について説明をし同意を得る旨を規定、第59条の28は心身の状況等の把握について、第59条の29は指定居宅介護支援事業者等との連携について、第59条の30は指定療養通所介護の具体的取り扱い方針について、第59条の31は機能訓練等の目標達成のための計画の作成について、第59条の32は緊急時等の対応について、必要な場合は主治医や緊急時対応医療機関へ連絡する旨を規定、第59条の33は管理者の責務について、第59条の34は運営規定について、第59条の35は緊急時対応医療機関についてあらかじめ定めておく旨を規定、第59条の36は安全サービス提供管理委員会の設置について、おおむね6カ月に1回以上委員会を開催し、安全対策を図る旨を規定、第59条の37は記録の整備について、第59条の38は提供拒否の禁止等、その他運営に関する基準について準用する旨を規定しております。

第60条は第1節基本方針に第6条しかないため、見出しを削り、同条中（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ）を削るものでございます。

第61条及び第63条は条文整備、第65条は介護保険法の一部改正による項ずれによるもの、第67条及び第68条は削除、第60条第2項は指定認知症対応型通所介護事業者の次に（単独型併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者及び以

下同じ)を加えるもの、第72条は削除、第73条は第2号は従業者に改め、第4号は第75条において同じを削る、第74条から第78条まで削除、第78条の2を削る、第79条第1項は従業者に改め、同条第2項第5号中前条第2項を次条において準用する第59条の18第2項に改め、同項に第6号として1号を加えるものでございます。

第80条は第3章の2が追加されたことによる改正、第81条は見出しを削るもの、第82条第1項は条文整備、第6項は表中「・指定地域密着型通所介護事業所」を加えるもの、第86条は条文整備、第87条は介護保険法の一部改正による項ずれによるもの、第90条、91条、92条は条文整備、第100条及び102条は従業者に改めるもの、第103条は条文整備、第105条は削除、第107条は従業者に改め、第2項第8号は105条第2項を次条において準用する第59条の17第2項に改めるもの、第108条は第3章2が追加されたことによる改正、第109条は介護保険法の一部改正による項ずれによるもの、第113条は見出しとして設備を付するもの、第122条は介護従業者を従業者に、職務内容を職務の内容に改めるもの、これは運営規定において他の章と統一した表現とするため改正するもので、以下同様の改正がございませう。

第123条及び127条第1項は従業者に、第127条第2項及び第128条は第3章の2が追加されたことによる改正、129条は見出しを削り、項ずれを改正するもの、第131条は条文整備、132条は見出しを付するもの、第133条は従業者に、第136条、第139条は条文整備、145条は従業者、職務の内容に改めるもの、第146条、148条第1項は従業者に、第148条第2項及び149条は第3章の2が追加されたことによる改正、第150条は見出しを削り、項ずれを改正するもの、第151条は第3項中厚生労働省令を厚生省令に改め、第12項は丸以下、指定介護予防サービス等基準というを削り、第13項は丸以下同じを削り、「・指定地域密着型通所介護事業所」を加えるもの、第176条第2項第7号及び第177条は第3章の2が追加されたことによる改正、第179条は見出しを改めるもの、第189条は第3章の2が追加されたことによる改正、第190条は見出しを削り、195条、196条は条文整備、第201条第1項は従業者に、第201条第2項及び第202条は第3章の2が追加されたことによる改正でございます。

お手数でございますが、戻っていただきまして、議案件名簿の46ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 法律の定めによる改正であるということでありませけれども、大変な膨大な基準規定になっていようかと思うんです。

大まかな点での質問をしたいと思いますが、ここで規定されている認知症の通所介護施設であるとか、小規模多機能は吉佐美のあそこに1カ所あろうかと思うんですけれども、ここで規定されている地域包括型の施設というのは、近在にどの程度あるのか。

それから、これらの施設が、この伊豆半島に、下田を含めて建設されていく計画というんでしょうか、そういうものがあるのか。

それらをあわせまして、この介護職員が大変不足して、大変な事態になっていると。

そして、介護事業者のほうもなかなか、医療ほどではないかもしれませんが、充実されてきていないという、こういう現状があると思いますが、この法の改正がこれらの課題にどのように対応していくのか、かえって事業者が開設することが難しくなっていくのか、あるいは開設しやすくなっていくのか、介護職員の確保がしやすくなっていくのかと、そういう点の影響はどうなるのかという点があれば、明らかにしていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） この地域密着型通所介護につきましては、市内に4カ所、現在ございます。

デイハウスさとわ、デイサービス銀の鈴西中、イーズケアしもだ、樹楽団らんの家下田東本郷の4カ所ございます。

その後の伊豆半島での建設予定はわかりません。

介護職員については、非常にやはり厳しい状況が続いていると思います。

来年度に向けて、介護報酬の見直しも改定されるということで、その辺、事業者との努力等もありますけれども、現実なかなか厳しい状況が続いているということはあると思います。

開設しやすくなったのかといいますと、これは地域密着型ということで、この施設は19人未満の方を受け入れるということですので、地域に密着したということで、大きい施設ではなく小さい施設で対応となりますので、スペース的な面とかいうことを考慮しますと、開設しやすくなったというふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（沢登英信君） わかりました。

詳しくはまた委員会のほうでと思いますが、特に下田市の現状の中では、認知症の方の患者さんというか、そういう人たちが増えてきている。

しかも、そういう人たちが通所でサービスを受けられるということになれば、大変この状況にあっていうか、そういうサービスが求められていると思いますが、この認知症の人たちの通所するような施設というはあるのかと、そしてそういうものの事業者の事業展開というは考えられているのか、先ほどわからないと返事いただきましたけれども、再度その点の状況が、もしわかればお尋ねをしたいと思います。

わからなければ、委員会までにまた調べてきてください。

議長（森 温繁君） 市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） 先ほど、状況はわからないと言ったのは、伊豆半島の中でどうなのかということに対してわからないという発言をしました。

認知症については、認知症対応型通所介護ということで、商連の駐車場の2階にできました、この1月からデイサービスタ凧という施設ができて、認知症の方の通所施設ということで、今運営しております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議第19号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービ

スに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の47ページをお開き願います。

下田市指定地域密着型予防介護サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが資料の127、128ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、第1条は条文整備でございます。

第4条は見出しを削る、第5条及び第7条は条文整備、第9条は介護保険法の一部改正による項ずれによるもの及び条文整備、第15条及び第18条は介護保険法の一部改正による項ずれによるものですが、この介護保険法第8条の2は介護予防サービスについて定義を規定した条文です。

その中で、第8条の2第2項の介護予防訪問介護と第7項の介護予防通所介護が削られたことによる改正でございます。

以下、同様に項ずれの改正がございます。

第20条及び第22条は条文整備、第26条、第27条、第28条、第30条は介護予防認知症対応型通所介護従業者を従業者に、第33条は介護予防認知症対応型通所介護従業者を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者に、介護予防認知症対応型通所介護従業者を従業者に改めるものでございます。

第36条は条文整備、第39条は先ほどご審議いただきましたが、議第19号の第4章、認知症対応型通所介護と同様に改正するもので、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に2項を加えるもので、第1項は関係者との会議をおおむね6カ月に1回以上開催する旨を、第2項は会議等を記録し公表する旨を規定、また第5項として1項を加えるもので、

第5項は同一建物に居住する利用者以外の者にもサービスの提供を行う旨を規定、第40条第1項は従業者に、第2項は先ほどの第39条の改正に伴い1号を加えるもの、第43条は見出しを削る、第44条第6項は表中「・指定地域密着型通所介護事業所」を加え、第7項は条文整備、第8項は指定地域密着型サービス基準規則を指定地域密着型サービス基準条例に改めるもの、第10項は項ずれと条文整備、第45条、第48条及び第52条は条文整備、第57条、第59条は従業者に、第60条は条文整備、第62条は削除、第64条第1項は従業者に、第2項第8号は第62条削除により改正するもの、第65条は読みかえ規定を改正するもの、第66条及び第67条は条文整備、第70条は見出しを削る、第71条は条文整備、第80条は介護従業者を従業者に、職務内容を職務の内容に、第81条及び第85条第1項は従業者に改め、第85条第2項は今回の改正に伴い第62条第2項を第39条第2項に改めるもの、第86条は読みかえ規定を改正するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿51ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 審議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時 7分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第20号に対する当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 特別養護老人ホーム等に、この小規模のものを併設していくようなことができるような規定になっていようかと思えます。この条文を読んでいきますと。

そうしますと、そういうことで下田及び賀茂郡下にある特別養護老人ホーム等の、小規模のこの地域密着型のものを展開をしていこうというような動きは、そういうことを当局とし

て要請していこうというような動きというんでしょうか、思いや考えはあるんでしょうか。

議長（森 温繁君） 市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） 特にその要請は考えておりません。

今後、30年度から新たに介護保険計画が3年間更新をされます。

29年度に介護計画を策定するわけですがけれども、その中で各事業所等に、今後3年間、施設とか新たに開設する予定があるのかということは問いかけていきますけれども、今のところ、市で増やしてほしいとかいうところは、今は考えておりません。

議長（森 温繁君） 沢登さん。

13番（沢登英信君） わかりました。

そうしますと、この条例を制定して、当面全くこの実態的には意味がないと、こういう現状は変わらないと、こういうことになるんでしょうか。

少なくとも、定めておれば、やはりそういう事業を展開している事業者、地域の実情がこうだと、こういう事業を展開してほしいというようなことを、各自治体で事業者に要請していくということは、私は必要ではないかと思うんですが、そういうことも30年度の計画まではやらないと、こういう答弁かと理解をしたんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。

議長（森 温繁君） 市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） この改正は、国の基準の改正に伴う改正で、条例で定めることが決まっておりますので、国にあわせて今回条例を改正したものでございます。

30年度まで何もやらないのかということですがけれども、今、介護計画の中で、事業所の数とか増設部分について、計画で定められておりますので、それを超える部分については、その介護保険料給付費の問題もありますので、そこは施設の増については、現在の給付費と計画と見合わせた中で考えていきますので、ここで30年度までに増やしてくださいということは、今のところは考えておりません。

議長（森 温繁君） 13番、沢登君。

13番（沢登英信君） そうしますと、国がどうしてこういう基準や地域密着型のサービスのこの規定をしたのかと、国の意図するところは何かと、どういうぐあいにお考えになっているのか、お尋ねして終わりたいと思います。

議長（森 温繁君） 市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） この地域密着型は、原則この市内、下田市民が使う、使用で

きるものとなっております。

他の隣町の方が使用できるということではなく、それぞれ市町の事業所ということになり、これは原則ですけれども、場合によっては隣町の方も使ったりすることも可能ですけれども、原則市内に住んでいる方ということです。

やはり、地域において、これは先ほどの第19号もそうです。これは介護予防ですので、いずれにしても地域密着型ということで、地域に根差した、地域との連携を深めていこうという施設の規定となっております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（鈴木芳紀君） それでは、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の52ページをお願いいたします。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙53ページのとおり制定するものでございまして、提案理由といたしましては、柳原市営住宅を廃止するためでございます。

次ページを開いていただきまして、別表第1、柳原市営住宅の項を削るもので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料149、150ページのほうをお願いいたします。

左149ページが改正前で、別表第1中、下から3段目の柳原市営住宅に係る名称、位置、戸数を削除し、右150ページの改正後のようにするものでございます。

本住宅は、場所は岩下地区の下田メディカルの裏手に位置する住宅でございます。

昭和25年築で、木造平屋建て90平米程度の6戸1棟の住宅で、現在入居者はおりません。

今後の予定としましては、解体を予定しております。

53ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するというので考えております。

以上、雑駁ですが、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 大川君。

7番（大川敏雄君） 2点ほど質問したいと思います。

今回のこの柳原の住宅の廃止条例は、平成27年度に市営住宅の長寿命化計画を策定されました。

この計画に基づいて第1段階としてこれを廃止しようということですが、この当時の計画を見ますと、同じ時期にうつぎ原の住宅、これは3棟6戸の部分については29年度中に、やはり用途廃止したいと、こういう計画があるんですが、これはどういうわけで、この一方のほうの、うつぎ原のほうについてはそういう手続をしなかったかというふうな1点。

それから、この柳原の住宅の土地は、下田市の市有地であります。

坪数でいえば125坪あるんですが、今後、あるいは従前でもそうですが、相当、下田市の所有の遊休土地というのは結構あるのではないかと。

そういう意味では、今課題になっております公共施設の個別計画を、いろいろと今後精査する段階で、もう財源も財政事業も非常に悪いというのは市長述べておりますけれども、適正な金額で、もう遊休資産は売るという姿勢も、これは大事だと思うんです。

この点についての考え方をお示しいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 建設課長。

建設課長（鈴木芳紀君） まず、第1点目のうつぎ原住宅の計画はどうなのかということにつきまして、おっしゃるように、市営住宅の長寿命化計画に基づきますと、うつぎ原住宅、丸山住宅と今回の柳原住宅は残していかない、いずれ撤去するという計画でうたっております。

うつぎ原住宅も、本来であれば一緒にしたいんですけども、現在まだ住まわれている方がいらっしゃるものですから、その辺、9戸ありますが3戸埋まっております。

やり方としましては、うつぎ原住宅は飛び地ですので、住まなくなったところから壊すこともできるんですけども、今はほかのところに移っていただいた後というような考えでお

ります。

あと、空き地の遊休土地等を含めた空き地の利用なんですけれども、現在は住宅用地としては考えておりませんで、その後、行政財産から普通財産に戻す予定でございますので、状況を踏まえながら、今後どうしていくかを考えていこうと思っておりますので、現在のところ計画はございません。

以上です。

議長（森 温繁君） 7番 大川君。

7番（大川敏雄君） 柳原のこの市有地については、当然解体して用途廃止した以降は、もう財産が普通財産になりますので、所管が変わってきます。

そこで、先ほど言ったように、今回の場合もそうですけれども、過去において、現状もう本当に遊休資産だと、こういうものについては、よく精査をして、もう処理するのは処理すると、適切金額で、この姿勢も大事ではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（森 温繁君） 企画財政課長。

企画財政課長（井上 均君） それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

ご存じのように、公共施設等総合管理計画及び、これ29年度から公会計、会計のほうも始まります。

それに伴いまして、28年度まで公有財産台帳というのを今整備しておりまして、まだ完成までは至っておりませんが、かなり公有財産の一覧というものが、かなり整備できるようになってきます。

当然、これから大きな財政出動も出てきますので、議員ご指摘のとおり、遊休資産の活用もしくは処分、その辺も当然検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（大川敏雄君） 今後、公共施設についての除却をする事例が出てくると思います。

今回の場合はわずか180万ですから、恐らく予算見れば、生でこの解体事業をやると思うんです。

しかし、ご承知のとおり、公共施設の除却に対してのこの事業債の効率を、事業債の適用というのは、これはあり得るので、ぜひ、今後、学校その他解体も含んだ場合には、その辺の除却に対する事業債の適用というものを、十分念頭に置いて、対応していただくことをお願いして終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第22号 白浜地区防災センター条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

地域防災課長（黒田幸雄君） 議第22号 白浜地区防災センター条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の54ページをお開き願います。

白浜地区防災センター条例を別紙55ページ、56ページのとおり制定するもので、提案理由は白浜地区防災センターの設置及び管理について定めるためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料151ページをお開きください。

第1条でございますが、白浜地区防災センターについて、地域の防災力の向上に資するために、自主防災組織などの防災活動拠点施設として設置することを規定しているものでございます。

第2条は、防災センターの名称を白浜地区防災センターとし、位置は下田市白浜1247番地の2であることを規定しております。

第3条は施設として行う事業の種類を規定しております。

第4条は使用時間及び休日を規定しており、施行規則によって定めるものとしております。152ページをお開きください。

規則に定める使用時間ですが、午前9時から午後9時までとし、休日は12月28日から翌年1月3日までとしております。

使用時間、休日ともに必要と認めるときは変更できる旨を規定しております。

第5条は施設の使用者の範囲を規定しております。

第6条は、防災センターを使用しようとする者は、災害時において防災活動拠点として使

用する場合を除いて、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、また、市長は許可する際には、管理上必要な条件を付することができることを規定しております。

153ページをお開きください。

第7条は、使用の許可申請に対し、許可をしない条件を規定しております。

第8条は、防災センターの使用料は無料とすることを規定しております。

第9条は、許可を受けた目的以外での使用及び権利譲渡等の禁止を規定しております。

第10条は、使用の許可を受けた場合であっても、使用を停止させ、または使用の許可を取り消すことができる条件を規定し、また、それに起因して使用者に損害が生じましても、市長はその賠償を負わないことを規定しているものでございます。

第11条は、使用者が防災センターの使用を終えたとき、または使用の停止を命じられたとき、もしくは許可を取り消されたときは、使用前の原状に復さなければならないことを規定しております。

154ページをお開きください。

第12条は、使用者が建物や附属物を損傷または滅失させたときは、市長がその必要がないと認めた場合を除いて、その損害を賠償しなければならないことを規定しております。

第13条は、本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しているものでございます。

議案件名簿56ページにお戻りください。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行することとし、防災センターの開設日は平成29年4月1日とすることを定めております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第22号 白浜地区防災センター条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 防災センターができて、喜ばしいことだと思いますが、第4条の使用時間と、防災センターの使用時間及び休日は規則で定めるということではありますが、基本的にどのようにお考えで、休日や使用時間を定めるのか、検討がされておれば明らかにしていただきたいと思います。

それから、使用者の範囲でございますが、第5条、3号に定める者のほか市長が認めた者、具体的には白浜地区ですので、その地区の事情も考えて、どのようなことを予定されているものがあれば、こういうものが市長の認めた者になるでしょうというような、このイメージが湧くようにご答弁いただけるとありがたいと思います。

とりあえず2点お尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 地域防災課長。

地域防災課長（黒田幸雄君） まず、規則に定める使用時間及び休日の件でございますが、条例改正関係等説明資料の151ページに4条がございますが、1枚めくっていただきますと、先ほどもご説明申し上げましたが、152ページに施行規則をこのようにしたいということで提出させていただいております。

具体的には、休日につきましては12月28日から1月3日まで、それから使用時間については午前9時から午後9時までとする旨定めたいというふうなことで考えてございます。

続きまして、第5条の4号の前3号に掲げる者のほか、市長が認めた者についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、自主防災組織等が防災力の向上のために使用する施設でございますので、基本的には防災に関係する事業以外は使えないこととしておりますが、やむを得ずほかに使用する施設がないというような場合に、例外規定として定めたものでございまして、今のところ、どういう場合かというのはちょっと、防災のための施設なので、余り想定していないんですけれども、具体的には県知事選挙がございますけれども、そこで投票所に使用したいというようなことが、当局が使用するということなんですけれども、目的外としては、現状では知事選挙で使用したいということがございますけれども、それ以外についてはケースバイケースという形になるかと思えます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

地域防災課長（黒田幸雄君） 議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の57ページをお開きください。

下田市消防団条例の一部を改正する条例を別紙58ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市消防団団員定数の見直しをするとともに、字句の整理を行うものでございます。

消防団定数の見直しにつきましては、現在の定数380名を、29年4月1日から15名減の365名とするものでございます。

条例改正関係等説明資料に沿ってご説明申し上げますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の155ページをお開き願います。

ただいまも申し上げましたが、まず第3条でございますが、定員を380名から365名にするものでございます。

続きまして、第6条、第15条、第16条の改正につきましては字句の整理を行うものでございます。

議案件名簿の58ページにお戻りください。

附則でございますが、施行期日を定めておりまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第23号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開会いたしますのでご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時32分散会